

維持管理工事の公共調達に関する検討

(一財) 建設経済研究所特別研究理事 正会員 三石 真也
(一財) 建設経済研究所 研究員 國嶋 正輝
(一財) 建設経済研究所 研究員 正会員○端 直彦

1. 研究背景

近年、我が国の社会資本ストックは、急速に老朽化が進展し、維持管理工事への期待・重要性は益々高まるとともに、公正かつ透明な契約の締結が求められている。しかし、維持管理工事入札においては一社応札等の応札者が少ないケースや不調不落のケースが散見され¹⁾、一般土木工事と比べて必ずしも競争性が高いとは言えない状態にある。本論文は、より適正な公共調達の実施に向けて、各県建設業協会に対して取材を行い、維持管理工事の問題点を明らかにするとともに、地域の建設会社に対して、受注にあたっての課題を把握するためのアンケートを実施し、より適正な入札契約のための提案を行った。

2. 維持管理工事発注に関する各県建設業協会の意見

今後の適正な維持管理の推進に当たっては、維持管理工事の担い手である建設企業や技術者、技能者の確保が重要である。このため、これらの工事を担当する建設企業の多くが所属する各県建設業協会に対して、取材を実施した。取材対象は、埼玉県、千葉県、神奈川県、岡山県、広島県、山口県の各建設業協会（広島県：建設工業協会）であり、取材項目は、「維持管理工事の現状と今後発注者に対して望むこと」である。

取材を通して得られた主要な意見は表-1のとおりである。

表-1 維持管理工事の課題と発注者への要望

- ・技術者等を安定的に雇用できないため、複数年契約による切れ目のない発注、工事の平準化を。
- ・工事効率が悪いため、複数の現場をまとめて発注し、発注ロットの大型化を。
- ・手間のかかる工事が多く、積算基準が現場の実情に合っていないため、適正な積算基準の確立を。
- ・労働力等がひっ迫しているため、実勢に合った材料単価、労務単価の設定を。
- ・現場管理費が少なく、特に工事費が低い区分で利益が確保できないため、その見直しを。
- ・現場条件に合致しなく、契約後に変更されるため、しっかりした詳細設計を。
- ・工事量が増加した際に監理技術者を確保できないため、監理技術者専任義務の緩和を。
- ・除雪機械等の重機を保有しているが、その維持管理負担が大きい。県等が保有し、負担軽減を。

3. 維持管理工事に関する建設企業の声

第2章の取材により、6県の県建設業協会への取材を通じて、会員の置かれている現状や維持管理工事に関する様々な問題点、課題が明らかになった。取材対応者は、各協会の幹部であるため、組織を代表した意見が把握されており、発言の重みは大きい。ここでは、これらの意見をデータによりさらに補強するため、全国の建設企業を対象に維持管理工事における課題に関するアンケートを実施した。概要は次のとおりである。

- (1) 対象企業 各県建設業協会等に加盟する企業から選定した約 600 社
- (2) 回答企業数 279 社 (回答率 約 48%)
- (3) 実施時期 2019 年 8 月 1 日～9 月 13 日
- (4) 設問内容 企業情報 (資本金, 主たる業種, 公共工事の受注比率等)

維持管理工事 (受注の有無, 利益確保状況, 利益が確保できていない理由等)

アンケートの主要な結果を以下に示す。すなわち維持管理工事を 216 社 77.4%の企業が受注しており、キーワード 維持管理工事, 公共調達, 一社応札, 不調不落

連絡先 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 (一財) 建設経済研究所 TEL:03-3433-5011

益の確保状況は、図-1 に示すとおりである。「収支が拮抗」、「若干赤字である」、「赤字である」の回答社は、合計で 104 社 45.8% に上る。本来公共工事においては、適正な利益を挙げつつ、地域の守り手として良好な財務体質の実現を含めて健全に発展していくことが重要と思料されるが、この結果は維持管理工事の担い手にとって利益確保が難しい状況に置かれていることを示している。

図-2 は、利益の確保状況について、前述の図-1 において「収支が拮抗している」、「赤字である」等と回答した企業 104 社の確保できていない理由について示したものである。「請負金額が比較少額のため、利益を出しにくい」(61 社 58.7%) が最も多く、次いで「工種数が多く施工量が小さいため手間がかかる」(51 社 49.0%)、「現場が点在しており効率が悪い」(50 社 48.1%) となり、特に積算基準が維持

管理工事現場特有の実情に合っていない点を挙げる声が多く、労務単価も国土交通省は 2013 年以降 7 年連続で改訂しているが、未だ実勢価格に追いついていないと思われる。また、「積算が十分でない」(39 社 37.5%)、「設計変更が適切に行われていない」(21 社 20.2%) のように発注機関対応の問題点を挙げる声も少なからずみられ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 7 条に示された適切な積算基準、設計変更、最低制限価格の設定等に係る発注者の責務が、一部の発注者においては履行されていないことが推察される。2005 年同法制定後 14 年を経過しているにもかかわらず、最低制限価格未制定の地方公共団体が未だに存在するなど、一部の機関において必ずしも遵守されていないことは大きな問題である。

以上の調査で明らかになった課題や国土交通省等の施策を踏まえ、維持管理工事公共調達今後の適正化に向けて、第 2 章で述べた各県建設業協会が要望する項目に加えて、下記項目を提案する。

- ①維持管理に係る公共事業費の確保
- ②道路、河川維持工事等恒常的な工事における長期発注見通しの公表
- ③最低制限価格等未設定の改善や設計変更の適切な実施
- ④事業協同組合や地域維持型建設共同企業体による発注促進
- ⑤i-Construction の積極的な活用による生産性向上、新卒者や外国人労働者等の入職促進や各種講習の実施

4. おわりに

今回の成果を踏まえて、今後入札契約制度がより適切なものに改善され、建設業が健全に発展するとともに、我が国における社会資本が良好に管理されることを願うものである。最後に研究を行う上で取材やアンケートに御協力いただいた各県建設業協会、傘下の各建設企業に御礼申し上げます。

参考文献 1) 国土交通省：発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会維持管理部会資料 2, pp.12, 2018.12.

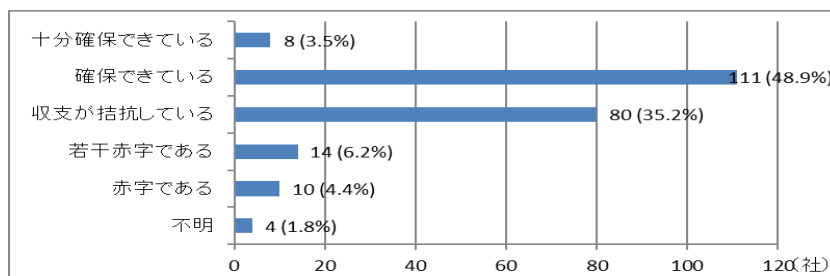


図-1 回答企業における利益の確保状況

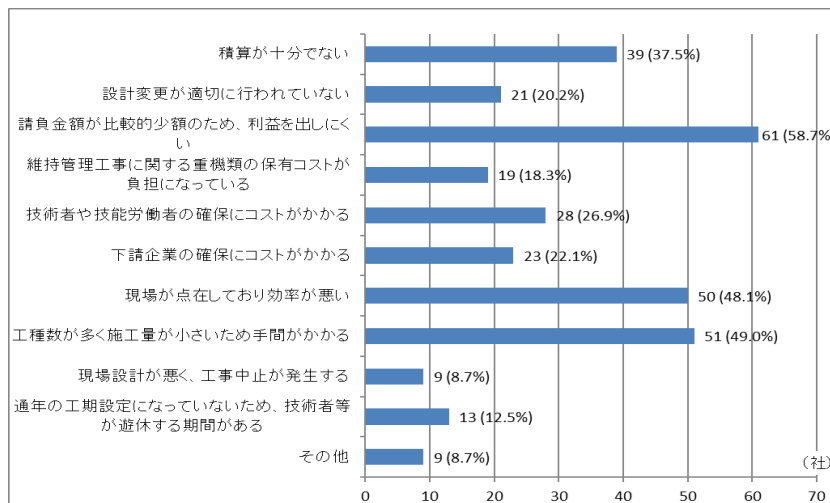


図-2 利益が確保できない理由 (複数回答可)